

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について【概要】（職業能力開発局関係）

I 雇用保険法施行規則の一部改正

1. キャリアアップ助成金（人材育成コース）

（1）有期実習型訓練のOJT実施助成額の引き上げ

- 有期実習型訓練の中小企業のOJTの実施助成額を700円から800円に引き上げ。

【現行制度の概要】

非正規雇用労働者に有期実習型訓練を実施する事業主に、訓練に要した費用の一部を助成。

《対象事業主》

- ・ 非正規雇用労働者に有期実習型訓練を実施する事業主

《支給額》

- ・ OFF-JT（賃金助成）

1人1時間当たり中小企業800円・大企業500円

- ・ OFF-JT（経費助成）

訓練時間数に応じた1人当たり次の額（実費が次の額を下回る場合は実費を限度）

100時間未満 中小企業10万円・大企業7万円

100時間以上200時間未満 中小企業20万円・大企業15万円

200時間以上 中小企業30万円・大企業20万円

- ・ OJT（実施助成）

1人1時間当たり中小企業・大企業700円

（2）育児休業中訓練の創設

- 育児休業中の非正規雇用労働者が訓練を受けることを支援する場合の助成措置を創設。

【制度の概要】

育児休業中の非正規雇用労働者が訓練を受けることを支援する事業主に、訓練に要した経費の一部を助成。

《対象事業主》

- ・ 育児休業中の非正規雇用労働者が訓練を受けることを支援する事業主

《支給額》

- ・ OFF-JT（経費助成）

訓練時間数に応じた1人当たり次の額（実費が次の額を下回る場合は実費を限度）

100時間未満 中小企業10万円・大企業7万円

100時間以上200時間未満 中小企業20万円・大企業15万円

200時間以上 中小企業30万円・大企業20万円

2. 認定訓練助成事業費補助金

(1) 建設又は介護事業に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置

- 人手不足分野（建設・介護）の認定職業訓練について、国と都道府県の補助額の合計が補助対象経費の2/3又は国の補助対象基準額のいずれか低い額に満たない場合、その不足額を補助（平成31年度までの時限措置）。

【制度の概要】

中小企業事業主等が、厚生労働省令で定める一定の基準に適合し、都道府県知事からの認定を受けた訓練を行う場合、国及び都道府県がその訓練経費等の一部を補助。

《補助金対象事業主等》

- ・ 中小企業事業主等

《支給額（助成者及び負担上限割合）》

- ・ 認定職業訓練に係る経費について都道府県1/3、国1/3

(2) 東日本大震災に伴う特例措置の延長

- 東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについて、平成28年3月31日まで延長。

【現行制度の概要】

平成26年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を1/2から2/3に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を1/3から1/2に引き上げ。

3. キャリア形成促進助成金

(1) ものづくり人材育成訓練（企業単独型・企業連携型・事業主団体等連携型）の創設

○ 次の事業主又は事業主団体等が、15 歳以上 45 歳未満の雇用保険被保険者に対し、製造業又は建設業に関連する、実習（OJT）と座学等（OFF-JT）を組み合わせた訓練（認定実習併用職業訓練）を受けさせる場合の助成措置を創設。

① 企業単独型訓練

企業単独で、雇用する労働者に対して認定実習併用職業訓練を実施する事業主

② 企業連携型訓練

出向元事業主と出向先事業主が共同して年間職業能力開発計画を作成し、当該計画に基づき出向労働者に対して認定実習併用職業訓練を実施する出向元事業主及び出向先事業主

③ 事業主団体等連携型訓練

事業主と事業主団体等が共同して年間職業能力開発計画を作成し、当該計画に基づき事業主が雇用する労働者に対して認定実習併用職業訓練を実施する出向元事業主及び出向先事業主

【制度の概要】

《支給額》

・OFF-JT（経費助成）

助成率 中小企業・事業主団体等 2／3、大企業 1／2

※ 1 人当たり下表のとおり訓練時間数に応じた上限額まで支給

訓練区分	企業規模	20 時間以上 100 時間未満	100 時間以上 200 時間未満	200 時間以上
①企業単独型訓練 ②企業連携型訓練	中小企業	15 万円	30 万円	50 万円
	大企業	10 万円	20 万円	30 万円
③事業主団体等 連携型訓練	中小企業 事業主団体等	15 万円	30 万円	50 万円
	大企業 事業主団体等	10 万円	20 万円	30 万円

・OFF-JT（賃金助成）

1 人 1 時間当たりの助成額 中小企業 800 円、大企業 400 円

※ 1,200 時間分を限度として助成（中小企業 96 万円、大企業 48 万円）

・OJT（実施助成）

1 人 1 時間当たりの助成額 中小企業 700 円、大企業 400 円

※ 680 時間分を限度として助成（中小企業 47 万 6 千円、大企業 27 万 2 千円）

(2) 若年人材育成コース及び熟練技能育成・承継コースの助成対象企業に大企業を追加

- 若年人材育成コース及び熟練技能育成・承継コースについて、助成対象企業に大企業を追加（経費助成：大企業 1／3、賃金助成：大企業 400 円）。

【現行制度の概要】

（若年人材育成コース）

事業主が、採用後 5 年以内で 35 歳未満の若年労働者に対して訓練を実施した場合、訓練に要した経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。

（熟練技能育成・承継コース）

事業主が、熟練技能者の指導力強化や技能承継のための訓練、認定職業訓練を受講させる場合、訓練に要した経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。

《支給額》

・OFF-JT（経費助成）

助成率 中小企業 1／2

・OFF-JT（賃金助成）

1 人 1 時間当たりの助成額 中小企業 800 円

(3) 育休中・復職後等能力アップコースの経費助成率の引上げ

- 育休中・復職後等能力アップコースの経費助成率について、中小企業は 1／2 から 2／3、大企業は 1／3 から 1／2 にそれぞれ引き上げ。

【現行制度の概要】

事業主が、①育児休業取得者による育児休業中の訓練、②復職後 1 年以内の訓練、又は③妊娠・出産・育児による離職後、子どもが小学校入学までに再就職した労働者で再就職後 3 年以内に訓練を実施した場合、訓練に要した経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。

《支給額》

・OFF-JT（経費助成）

助成率 中小企業 1／2、大企業 1／3

・OFF-JT（賃金助成）

1 人 1 時間当たりの助成額 中小企業 800 円、大企業 400 円

※ ①の訓練の場合は賃金助成なし

(4) 団体等実施型訓練の助成対象訓練に育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練を追加

- 団体等実施型訓練の助成対象訓練について、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練に加え、新たに育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練を追加（経費助成：2／3）。

【現行制度の概要】

事業主団体等が、傘下の事業主が雇用する労働者に対して、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練を実施した場合の訓練に要した経費の一部を助成。

《支給額》

- ・ OFF-JT（経費助成）

助成率 事業主団体等 1／2

(5) 東日本大震災に伴う特例措置の延長

- 特定被災区域内の事業主を対象とする特例措置について、平成 28 年 3 月 31 日まで延長。

【現行制度の概要】

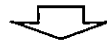
特例措置の内容は次のとおり。

- ・ 一般型訓練について、中小企業の助成率・助成額を引き上げるとともに、助成対象企業に大企業を追加
- ・ 認定実習併用職業訓練コースについて、中小企業の助成率を引き上げるとともに、助成対象企業に大企業を追加

※助成率・助成額（カッコ内は大企業の助成率・助成額）

(原則)

一般型訓練	経費助成	1／3
	賃金助成	400 円
政策課題対応型訓練 (認定実習併用職業訓練コース)	経費助成	1／2
	賃金助成	800 円
	実施助成	600 円



(特例措置)

一般型訓練	経費助成	1／2 (1／3)
	賃金助成	800 円 (400 円)
政策課題対応型訓練 (認定実習併用職業訓練コース)	経費助成	1／2 (1／3)
	賃金助成	800 円 (400 円)
	実施助成	600 円 (600 円)

4. 企業内人材育成推進助成金

雇用する労働者のキャリア形成促進のためのツールを活用し、企業内における人材育成を推進するための取組として、人材育成制度を導入・実施する事業主や事業主団体に対する新規助成制度を創設。

【制度の概要】

(個別企業助成コース)

《支給対象》

・次に掲げる人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、雇用する労働者に実施した事業主

①教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度

②キャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度

※雇用する労働者をキャリア・コンサルタントとして育成した場合の加算あり

③技能検定の合格報奨金を支給する制度

《支給額（大企業については 1/2 の額）》

・導入助成： 上記①50 万円、②30 万円、③20 万円
(実施した労働者が生じた場合に限る)

・実施助成： 一人につき 5 万円、②※の場合は 15 万円
(実施・育成助成は上限 10 人まで)

(事業主団体助成コース)

《支給対象》

・雇用する労働者に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体

《支給額》

・構成事業主 3 事業主以上、かつ雇用する労働者合計 30 名以上に導入・実施された場合に支援に要した費用の 2/3 (上限 500 万円)

II 施行期日等

1. この省令は、平成 27 年度予算成立以後の施行とすること。
2. 認定訓練助成事業費補助金における特例震災区域内の事業主等を対象とした特例措置にかかる改正後の省令の規定については、平成 27 年 4 月 1 日から適用すること。
また、キャリア形成促進助成金における特定被災区域内の事業主を対象とした特例措置にかかる改正後の省令の規定については、平成 27 年 4 月 1 日から適用すること。
3. この省令の施行前に改正前の各助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定めるものとする。
4. その他所要の規定の整備を行うものとする。

平成27年度キャリアアップ助成金について

○ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用転換や人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

【本助成金の活用にあたって】

事業所ごとに「事前にキャリアアップ計画」の作成、「キャリアアップ管理者」の配置が必要。

《助成メニュー》 下線は平成27年度における新規または拡充部分

コース名・内容		助成額 ()内は大企業の額 (注)は平成28年3月31日まで助成額を基、未払または要件を緩和												
正規雇用等 転換	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用	①有期→正規：1人当たり50万円 (40万円) ②有期→無期：1人当たり20万円 (15万円) ③無期→正規：1人当たり30万円 (25万円) ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円 (大企業も同額) 加算												
多様な 正社員	<u>勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定</u> 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用	①勤務地・職務限定正社員制度規定・適用：1事業所当たり40万円 (30万円) ②有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員：1人当たり30万円 (25万円) ③正規→短時間正社員、短時間正社員雇入れ：1人当たり20万円 (15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円 (大企業も同額) 加算												
人材育成	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ①一般職業訓練 (OFF-JT) ②有期実習型訓練 (OFF-JT+OUT) ③中長期的キャリア形成訓練 (OFF-JT) ④育児休業中訓練 (OFF-JT)	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円 (500円) 経費助成：訓練時間数に応じた次の額 <table><tr><th></th><th>一般・有期実習型・育児休業中訓練</th><th>中長期的キャリア形成訓練</th></tr><tr><td>100h未満</td><td>10万円 (7万円)</td><td>15万円 (10万円)</td></tr><tr><td>100h以上200h未満</td><td>20万円 (15万円)</td><td>30万円 (20万円)</td></tr><tr><td>200h以上</td><td>30万円 (20万円)</td><td>50万円 (30万円)</td></tr></table> OUT《1人当たり》 実施助成：1h当たり800円 (700円)		一般・有期実習型・育児休業中訓練	中長期的キャリア形成訓練	100h未満	10万円 (7万円)	15万円 (10万円)	100h以上200h未満	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)	200h以上	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)
	一般・有期実習型・育児休業中訓練	中長期的キャリア形成訓練												
100h未満	10万円 (7万円)	15万円 (10万円)												
100h以上200h未満	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)												
200h以上	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)												
処遇改善	すべてまたは一部の有期契約労働者の基本給を2%以上増額	①すべての賃金テーブル改定：1人当たり3万円 (2万円) ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定：1人当たり1.5万円 (1万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円 (15万円) 加算												

※上記の他、有期契約労働者等に対する法定外の健康診断制度の規定、パート労働者の所定労働時間延長を実施した場合に助成

キャリアアップ助成金（人材育成コース） 育児休業期間中の女性等に対する助成措置の創設

○ 概 要

育児休業期間中の非正規雇用の女性等のキャリアアップを推進するため、キャリアアップ助成金（人材育成コース）に、新たな助成措置を創設する。

○ 助成内容

事業主が、育児休業期間中の非正規雇用の女性等の自発的な訓練の経費を負担する場合に、訓練に要した経費の一部を助成する。

【助成額】

次の訓練時間数に応じた額を上限に、事業主が負担した額を助成

100時間未満	中小企業 10万円	大企業 7万円
100時間以上200時間未満	中小企業 20万円	大企業 15万円
200時間以上	中小企業 30万円	大企業 20万円

認定訓練助成事業費補助金に係る特例措置について

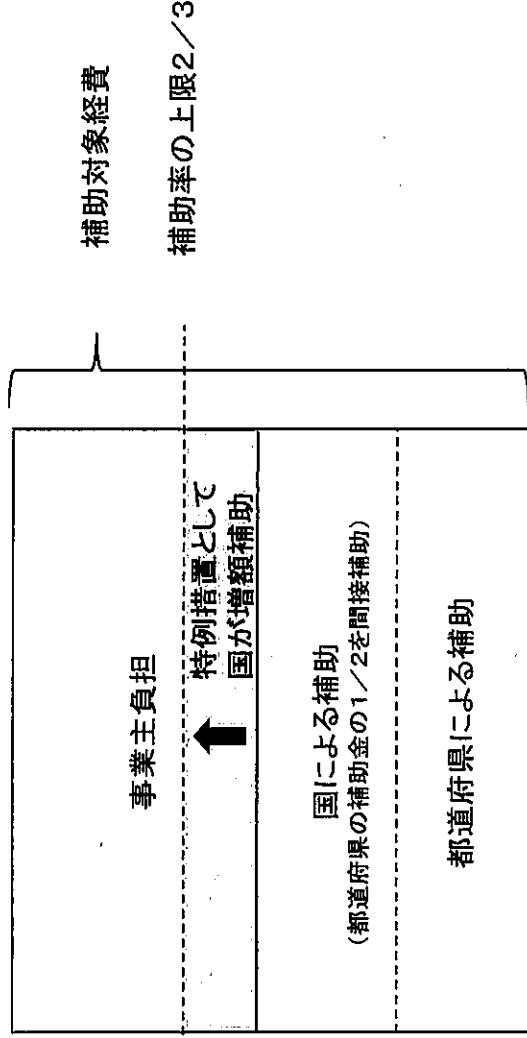
○現行制度

認定職業訓練を行う中小企業事業主等を対象として、助成（2／3を上限）を行う都道府県に対し、国がその1／2を補助する。

○建設又は介護事業に係る認定訓練助成事業費補助金に関する特例措置

人手不足分野である建設又は介護事業に関連する認定職業訓練について、国及び都道府県の補助額の合計が補助対象経費の2／3に満たない場合、国がその不足分について増額補助できることとする。

なお、特例措置の適用期間は、平成32年3月31日までとする。



○東日本大震災に伴う特例措置の延長

東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の都道府県への補助率を、1／2から2／3に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を1／3から1／2に引き上げるもの。特例措置の適用期間を、平成28年3月31日まで延長する。

平成27年度キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練【拡充】	大企業 中小企業 事業主団体等	経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練		
① 成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練を含む) 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
② グローバル人材育成コース		
③ 中長期的キャリア形成コース		
④ 熟練技能育成・承継コース	大企業【拡充】 中小企業	経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑤ 若年人材育成コース		
⑥ 育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	中小企業	経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(②)：1h当たり600円
⑧ 自発的職業能力開発コース	中小企業	賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3
③ 一般型訓練	中小企業	

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)

※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主に対する特例措置について、平成28年3月31日まで延長
経費助成：1/2(大企業1/3)、賃金助成：1h当たり800円(大企業400円)、OJT実施助成：1h当たり600円(大企業600円)

キャリア形成促進助成金（ものづくり人材育成訓練の創設）

基幹産業である製造業や建設業における技能継承及び中核人材の育成を緊急に進めるため、企業が地域の事業主団体等と連携等を図りながら、雇用する労働者に、実習（OJT）と座学等（Off-JT）を組み合わせた訓練を実施する場合には、訓練に要した費用の一部を助成する措置（キャリア形成促進助成金（ものづくり人材育成訓練）を創設する

○ ものづくり人材育成訓練の活用パターン

1

企業単独型

企業が単独で、雇用する労働者に、実習（OJT）と座学等（Off-JT）を組み合わせた訓練を実施する場合

2

企業連携型

複数の企業（系列企業やグループ企業等）が連携し、雇用する労働者に、実習（OJT）と座学等（Off-JT）を組み合わせた訓練を実施する場合

3

事業主団体等連携型

地域の事業主団体等と企業が連携し、雇用する労働者に実習（OJT）と座学等（Off-JT）を組み合わせた訓練を実施する場合

○ 助成額

Of-JT 賃金助成	中小企業800円/h 大企業400円/h	OJT 実施助成	中小企業700円/h 大企業400円/h
Off-JT 経費助成	中小企業・事業主団体等 要した費用の2/3 大企業 要した費用の1/2		

平成27年度企業内人材育成推進助成金

人材の最適配置・最大活用を目指していくためには、個人が主体的にキャリア形成を図っていくことができる体制整備及び外部労働市場で活用のできる企業横断・業界共通の能力評価制度の整備等、労働市場インフラの戦略的強化が必要であり、改訂成長戦略においても、新ジョブカード活用及びキャリア・コンサルタント活用のインセンティブ付与等が盛り込まれたところである。

このため、従業員の職業能力評価、キャリア・コンサルティング等のキャリア形成促進のためのツールを導入し、継続して人材育成に取り組む事業主及びこれを支援する事業主団体に対する助成制度を創設する。

○ 個別企業助成コース

以下の①～③の人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成

() 内は大企業の助成額

助成対象	制度導入助成額 (実施することが要件)	実施・育成助成額 (一人あたりの額)
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	50万円(25万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員にキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度 従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	5万円(2.5万円) 15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円) 5万円(2.5万円)

※実施・育成助成は10人まで

○ 事業主団体助成コース

助成内容	助成額
従業員に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体に、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上に導入・実施された場合に、支援に要した費用の一部を助成	支援に要した費用の2/3 (上限額500万円)